

介護給付費分科会－介護事業経営調査委員会	
第 18 回 (H28. 4. 15)	ヒアリング資料 4

平成 28 年 4 月 15 日

介護保険サービスに関する消費税の取扱いに係る意見

公益社団法人 日本医師会

1. 消費税率（５％→８％）引き上げ時における対応の評価について

今回、消費税率８％から 10％への引き上げ時における対応の検討の際、５％から 8％の引き上げ時の補てん状況の把握について、診療報酬で行ったような対応（NDB と医療経済実態調査の突合）は実施されなかった。

平成 26 年度の消費税率引き上げに対応した介護報酬改定では、基本単位数に上乘せすることを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても上乘せをするという方法で対応し、可能な限り合理的に実施したと考えるが、費用構造は事業者によって異なるため、改定後の補てん状況に関する実態を把握し検証する必要性はあったと考える。

また、費用構造は経年変化する可能性もある。さらに、わが国では 2025 年以降も高齢化率が上昇する見込みであるが、中長期的に社会保障の持続可能性を考えると、財源確保の観点からも、消費税率のさらなる引き上げが必要となることも想定される。従って、今後は介護報酬においても、定期的に補てん状況の把握と妥当性を検証できる仕組みを備えていくべきと考える。

そのためには、平成 26 年度介護報酬改定で手当てされた消費税対応分が平成 27 年度改定後にどのように存在しているかについて、消費税率 10％への引き上げ前に整理することが必要と考える。

2. 消費税率（８％→10％）引き上げへの対応について

平成 26 年度の介護報酬改定においては、施設サービスにおける基準費用額・特定入所者介護サービス費の見直しは行われなかったが、物価や光熱水費の変動を踏まえて、妥当な金額設定に見直すべきと考える。

また、在宅サービスにおける区分支給限度基準額については、補てん分の上乗せにあわせて、適宜見直すべきと考える。

なお、高額投資に関して今回は調査を実施しなかった。現在、「一億総活躍社会」の実現のため介護離職ゼロを目指して介護施設・事業所の整備の前倒しが進められていることや、科学技術の開発・発展に伴う介護現場へのロボットや ICT 等の導入が進むことを考えれば、設備投資等に関する消費税引き上げの影響を把握することを含め、医療保険との整合性を確保しつつ対応すべきと考える。

以上